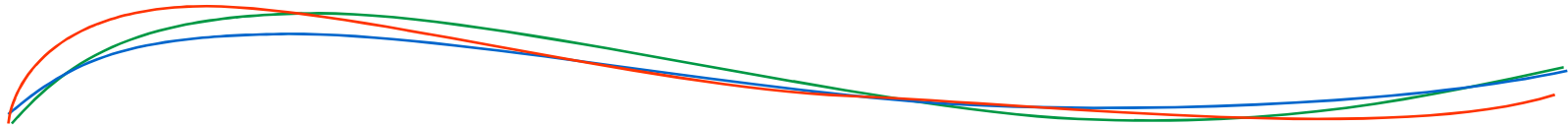


「民間の取組等によって生物多様性の保全が 図られている区域」認定の進め方について



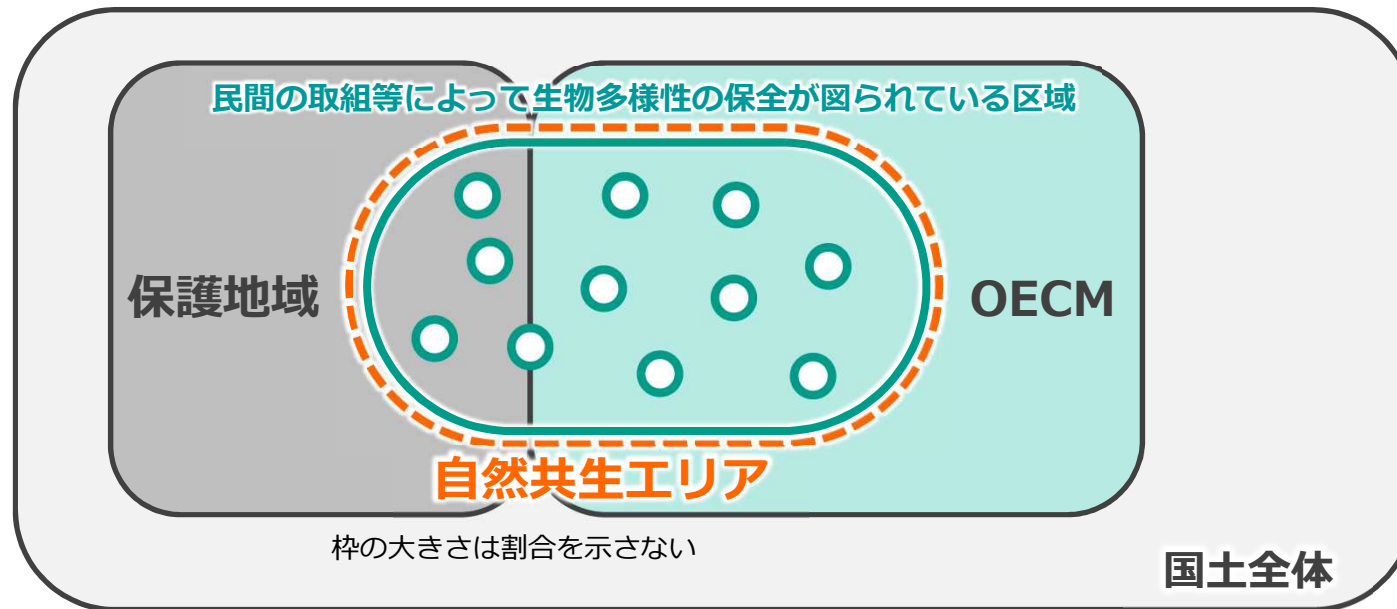
民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」は、
例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、
都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、
遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、
試験・訓練のための草原・・・

といったエリアのうち、
企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず
生物多様性の保全が図られている区域を想定

国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み ①



※イメージ

これらのエリアを「自然共生エリア」(案)と呼ぶこととする。

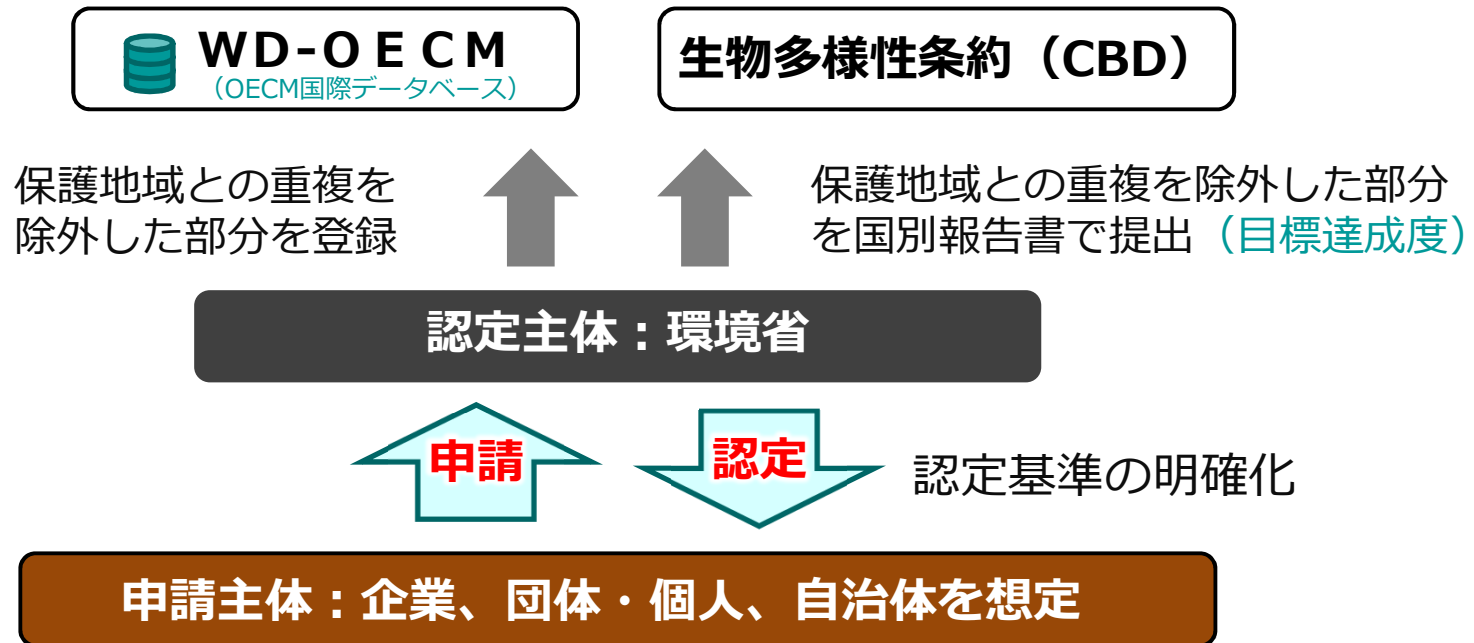
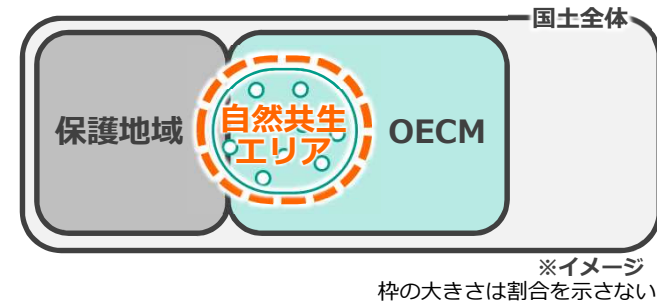
■ポイント

自然をイメージする単語、人との関係を表す単語、エリアベースであることを表す単語を組み合わせた。

国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み ①

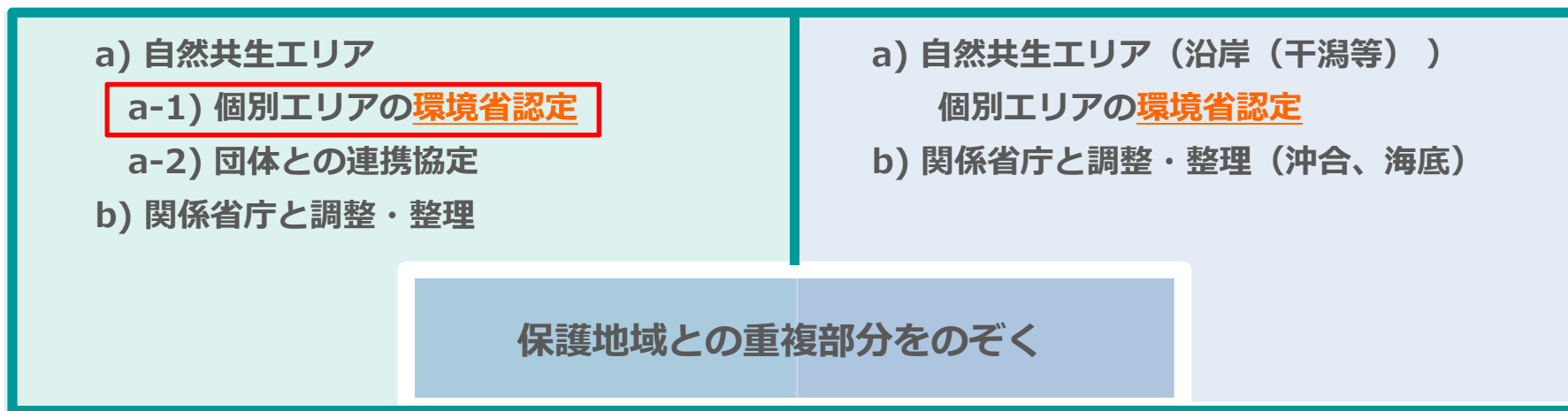
OECMや自然共生エリアの全体の整理に先駆けて、
自然共生エリアの個別認定スキーム※を検討

※企業、団体・個人、自治体から
申請を受けて、国が認定する仕組み



国が自然共生エリアとして個別認定する仕組み ②

WD – O E C Mに登録するO E C Mの全体像イメージ



陸域

海域

個別認定スキームを先駆けて検討している理由

- TNFDの動きなどを踏まえ、企業が生物多様性の保全に貢献していることを定量的に評価するためのスキームを早期に整備するため
- 個別のエリアを対象としたスキームを先行させ、基準を明確化することにより、今後検討を要する上記a-2) や b) の整理を促進するため
- 自然資本の持続可能な利用などの評価・認定スキームを世界に先駆けて構築し、発信するため

検討スケジュール（案）

陸 域

海 域

検討会における昨年度の検討

- 我が国における保護地域とOECMの概念とそれらの役割を整理
- R2年度第2回検討会にて「次年度以降、認定の基準、体制、情報システムなどの具体の議論を進める旨」を事務局から説明

今後のスケジュール（予定）

R3（2021）年度

- 「自然共生エリア」認定の仕組みについて検討
- 認定の仕組みの施行に必要な認定基準の策定

R4（2022）年度

- 「自然共生エリア」認定の仕組みを試行
(試行を通じて認定基準の見直しや認定体制のあり方の整理などを実施)

※個別認定以外の仕組みによるOECMについて検討

R5（2023）年度

- 「自然共生エリア」の個別認定を正式に開始予定

R3（2021）年度

- 考え方、方向性について整理

R4（2022）年度

- 「自然共生エリア」認定の基準を検討
(検討状況によって、陸と同一の認定の仕組みを試行し、認定基準の見直しを行う)

※個別認定以外の仕組みによるOECMについて検討

R5（2023）年度

- 「自然共生エリア」の個別認定を正式に開始予定

R5（2023）年中に100地域の先行認定を目標

「自然共生エリア」の個別認定体制の考え方

➤ 当面は**国直轄**で**試行的**に対応

✓ 実際の認定によって制度を改善する必要性

- ・当面は、認定業務を試行し、課題点を洗い出し、制度改善を図っていく。

✓ 制度運用の知見の蓄積の必要性

- ・将来的に国以外の機関が認定を担うにしても、その適切な運用及び監督のため、国で知見を蓄積し、認定ガイドライン等を作成。

✓ 認定を受ける側のインセンティブ

- ・2023年の100地域認定、及びその後のスタートダッシュを図るためには、当面は無償で（認定料を取らずに予算措置で）、国において認定を促す必要。

➤ 知見の蓄積後、**国以外の機関への認定業務移譲の可能性も含めて再検討**

国直轄で試行的に行う個別認定体制イメージ

➤以下の体制で、申請区域の審査・認定、WD-OECMへの登録等を実施。

